

蒲郡市国民健康保険税の普通徴収の方法に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、蒲郡市国民健康保険税条例（昭和34年蒲郡市条例第18号。以下「条例」という。）第16条の規定による国民健康保険税の普通徴収の方法について必要な事項を定めるものとする。

(徴収の方法の勧奨)

第2条 条例第16条の規定による普通徴収の方法による徴収のうち条例第17条第1項に規定する納期に係るものについては、口座振替による方法を勧奨するものとする。ただし、市長が特別の事情があると認める場合は、この限りでない。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。